

令和3年 岐阜市議会定例会 8月議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

令和3年8月12日 午前10時00分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

豊坂 敏文

議事日程(第1号の追加1)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

3番 武原由里子
4番 山口 欽秀

日程第3 会期の決定

8月12日～12月28日までの
139日間

日程第4 審議期間の決定

1日間 決定

日程第5 副議長選挙

土谷 勇二

追加日程
第1 議席の一部変更

局長報告

日程第6 発議第2号 議会広報特別委員会設置の決議について

提出者(植村議員)説明、
質疑なし、委員会付託省略、
討論なし、可決

日程第7 発議第3号 国境離島活性化推進特別委員会設置の決議
について

提出者(赤木議員)説明、
質疑なし、委員会付託省略、
討論なし、可決

日程第8 常任委員会委員の選任

議長指名

追加日程
第2 議長の産業建設常任委員会委員の辞任について

日程第9 議会運営委員会委員の選任

議長指名
委員長 小金丸益明
副委員長 鶴瀬 和博

日程第10 議会広報特別委員会委員の選任

議長指名
委員長 山川 忠久
副委員長 武原由里子

日程第11 国境離島活性化推進特別委員会委員の選任

議長指名
委員長 土谷 勇二
副委員長 赤木 貴尚

日程第12	長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	指名推選	山口 欽秀
日程第13	長崎県病院企業団議会議員の選挙	指名推選	市山 繁、 清水 修
日程第14	議案第43号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	財政課長説明、質疑あり、 委員会付託省略、討論なし、 可決	
日程第15	議員派遣の件	原案のとおり決定	
議事日程（第1号の追加2）			
日程第1	議案第44号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）	財政課長、 企画振興部長説明、 質疑あり、委員会付託省略、 討論なし、可決	

本日の会議に付した事件
（議事日程第1号に同じ）

出席議員（16名）

1番	森 俊介君	2番	樋口伊久磨君
3番	武原由里子君	4番	山口 欽秀君
5番	中原 正博君	6番	山川 忠久君
7番	植村 圭司君	8番	清水 修君
9番	赤木 貴尚君	10番	音嶋 正吾君
11番	小金丸益明君	12番	鵜瀬 和博君
13番	中田 恭一君	14番	市山 繁君
15番	土谷 勇二君	16番	豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
建設部長	増田 誠君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	西原 辰也君	消防本部消防長	山川 康君
総務課長	平田 英貴君	財政課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午前10時00分

○事務局長（吉井 弘二君） 皆さんおはようございます。議会事務局長の吉井でございます。

会議に入る前に御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可しておりますので御了承願います。

本定例会8月会議は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙される間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、市山繁議員が年長者でありますので、臨時議長の職務を行っていただきたいと思っております。市山議員、議長席に御着席をお願いいたします。

午前10時01分開議

〔臨時議長（市山 繁君）議長席へ着席〕

○臨時議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました市山繁でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和3年壱岐市議会定例会を開会いたします。

議事日程表第1号により、8月会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（市山 繁君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいま御着席の議席は、当選回数の少ない議員から、また同期の議員につきましては、年齢の若い順となっております。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

〔仮議席番号 議員氏名〕

仮議席 1 番	森 俊介議員	仮議席 2 番	樋口伊久磨議員
仮議席 3 番	武原由里子議員	仮議席 4 番	山口 欽秀議員
仮議席 5 番	中原 正博議員	仮議席 6 番	山川 忠久議員
仮議席 7 番	植村 圭司議員	仮議席 8 番	清水 修議員
仮議席 9 番	赤木 貴尚議員	仮議席10番	土谷 勇二議員
仮議席11番	音嶋 正吾議員	仮議席12番	小金丸益明議員
仮議席13番	豊坂 敏文議員	仮議席14番	鶴瀬 和博議員
仮議席15番	中田 恭一議員	仮議席16番	市山 繁議員

日程第 2. 議長の選挙

○臨時議長（市山 繁君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

ここで諸準備のため、しばらく休憩をいたします。

午前10時05分休憩

午前10時05分再開

○臨時議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙は投票で行います。

会場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（市山 繁君） ただいまの出席議員は 16 名であります。

次に、立会人を指名いたします。壱岐市議会会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、森俊介議員、2 番、樋口伊久磨議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（市山 繁君） 投票用紙の配付の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市山 繁君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（市山 繁君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

点呼を命じます。吉井議会事務局長。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

仮議席 1 番	森 俊介議員	仮議席 2 番	樋口伊久磨議員
仮議席 3 番	武原由里子議員	仮議席 4 番	山口 欽秀議員
仮議席 5 番	中原 正博議員	仮議席 6 番	山川 忠久議員
仮議席 7 番	植村 圭司議員	仮議席 8 番	清水 修議員
仮議席 9 番	赤木 貴尚議員	仮議席10番	土谷 勇二議員
仮議席11番	音嶋 正吾議員	仮議席12番	小金丸益明議員
仮議席13番	豊坂 敏文議員	仮議席14番	鵜瀬 和博議員
仮議席15番	中田 恭一議員	仮議席16番	市山 繁議員

.....

○臨時議長（市山 繁君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（市山 繁君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより、開票を行います。森俊介議員、樋口伊久磨議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（市山 繁君） ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、有効投票 16 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、中田恭一議員 7 票、豊坂敏文議員 8 票、山口欽秀議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、豊坂敏文議員が議長に当選されました。議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（市山 繁君） ただいま議長に当選されました豊坂敏文議員が議長におられます。

壱岐市議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

豊坂敏文議員、議長当選承諾並びに挨拶をお願いいたします。

〔議員（仮議席 13 番、豊坂 敏文君） 登壇〕

○議員（仮議席 13 番 豊坂 敏文君） ただいま選挙によりまして、議長職就任の許可を頂きました豊坂でございます。議員各位、そして執行部各位のさらなる御指導と御鞭撻を、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

また、市民を代表する議事機関、そして市政の最高決定機関に身を置くことを改めて肝に銘じております。

なお、議員皆さんの多様な識見と選挙で市民に訴えられました公約、抱負等がスムーズに議員活動に反映できますように、議会運営に努めてまいりたいと考えております。

そして、議会、執行部はもとより、市民皆様のさらなる御理解、御協力をお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

〔議員（仮議席 13 番、豊坂 敏文君） 降壇〕

○臨時議長（市山 繁君） 豊坂議長、このたびの御当選、誠におめでとうございませう。御就任を心からお祝い申し上げます。

以上をもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。議員各位の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、豊坂議長、議長席へお着き願ひします。

〔臨時議長（市山 繁君）退席、議長（豊坂 敏文君）着席〕

○議長（豊坂 敏文君） ただいまから議長の職務を行います。

お手元に配付のとおり、議事日程を追加いたします。

（第 1 号の追加 1）

日程第 1. 議席の指定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、壱岐市議会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において定めることになっておりますので、指定をいたします。

ただいま皆様が御着席の仮議席を議席に指定いたします。

（第 1 号の追加 1）

日程第 2. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、3 番、武原由里子議員、4 番、山口欽秀議員を指名いたします。

(第1号の追加1)

日程第3. 会期の決定

○議長(豊坂 敏文君) 次に、日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、壱岐市議会通年議会実施要綱第2条第2項の規定により、任期満了後の初議会の会期は8月から12月までとする、となっておりますので、本日から12月28日までの139日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月28日までの139日間と決定いたしました。

(第1号の追加1)

日程第4. 審議期間の決定

○議長(豊坂 敏文君) 次に、日程第4、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。8月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

(第1号の追加1)

日程第5. 副議長の選挙

○議長(豊坂 敏文君) 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○議長(豊坂 敏文君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙は投票で行います。

会場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(豊坂 敏文君) ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人の指名をいたします。壱岐市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、中原正博議員、6番、山川忠久議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（豊坂 敏文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（豊坂 敏文君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

点呼を命じます。吉井事務局長。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

議席1番	森 俊介議員	議席2番	樋口伊久磨議員
議席3番	武原由里子議員	議席4番	山口 欽秀議員
議席5番	中原 正博議員	議席6番	山川 忠久議員
議席7番	植村 圭司議員	議席8番	清水 修議員
議席9番	赤木 貴尚議員	議席10番	土谷 勇二議員
議席11番	音嶋 正吾議員	議席12番	小金丸益明議員
議席14番	鵜瀬 和博議員	議席15番	中田 恭一議員
議席16番	市山 繁議員	議席13番	豊坂 敏文議員

.....

○議長（豊坂 敏文君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。中原正博議員、山川忠久議員、開票立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの選挙の結果報告をいたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、有効投票15票、無効投票1票。有効投票のうち、土谷勇二議員8票、音嶋正吾議員7票、以上のとおりであります。

す。

この選挙の法定得票数は3,75票であります。よって、土谷勇二議員が副議長に当選されました。

議場の入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（豊坂 敏文君） ただいま副議長に当選されました土谷勇二議員が議場におられますので、老崎市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

土谷勇二議員、副議長当選承諾並びに御挨拶をお願いいたします。

〔議員（議席10番、土谷 勇二君） 登壇〕

○議員（議席10番 土谷 勇二君） ただいま選挙によりまして御承認を頂きました、副議長になりました土谷勇二でございます。よろしくお願いいたします。

副議長ということで、議長の補佐を頑張ってやっていきたいと思っております。副議長という職責の重さはかねがね聞いておりますが、身の引き締まる思いで頑張る所存でございますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの拡大が市民生活に重大な影響を及ぼす中、市民皆さんの安全・安心の暮らしを守るため、市議会に求められているのは、ますます大きくなっております。副議長ということで、議長の補佐として、皆さんのお声に耳を傾け、一人一人にお聞きをしながら、微力ではございますが、全身全霊で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

副議長ということで、皆様の御指導と御支援を賜り、今後、頑張りますので、よろしくお願いいたします。

〔議員（議席10番、土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） このたびの御当選、誠におめでとうございます。御就任を心からお祝いを申し上げます。

追加日程第1. 議席の一部変更

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。正副議長が決まりましたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議席の一部変更についてを議題とします。

変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。吉井議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

.....

1 番	森 俊介議員	2 番	樋口伊久磨議員
3 番	武原由里子議員	4 番	山口 欽秀議員
5 番	中原 正博議員	6 番	山川 忠久議員
7 番	植村 圭司議員	8 番	清水 修議員
9 番	赤木 貴尚議員	10 番	音嶋 正吾議員
11 番	小金丸益明議員	12 番	鵜瀬 和博議員
13 番	中田 恭一議員	14 番	市山 繁議員
15 番	土谷 勇二議員	16 番	豊坂 敏文議員

.....

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

なお、変更の議席につきましては、次回の会議より着席をお願いいたします。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（第1号の追加1）

日程第6 発議第2号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第6、発議第2号議会広報特別委員会設置の決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。植村圭司議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 発議第2号、令和3年8月12日、苓崎市議会議長豊坂敏文様、提出者、苓崎市議会議員植村圭司、賛成者、苓崎市議会議員市山繁、中田恭一。

議会広報特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり苓崎市議会会議規

則第14条の規定により提出します。

議会広報特別委員会設置に関する決議、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、議会広報特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。3、目的、議会広報の調査及び発行。4、委員の定数、8名。5、期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第2号議会広報特別委員会設置の決議については、原案のとおり可決されました。

（第1号の追加1）

日程第7．発議第3号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第7、発議第3号国境離島活性化推進特別委員会設置の決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。赤木貴尚議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 発議第3号、令和3年8月12日、壱岐市議会議長豊坂敏文様、提出者、壱岐市議会議員赤木貴尚、賛成者、壱岐市議会議員鶴瀬和博、豊坂敏文。

国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

国境離島活性化推進特別委員会の設置に関する決議、次のとおり国境離島活性化推進特別委員会を設置するものとする。

名称、国境離島活性化推進特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。目的、国境離島の活性化推進に関する調査。委員の定数、7名。期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 本趣旨に反対をするつもりはございませんが、賛成者に議長である豊坂氏が載っております。これは、ほかに賛成者を求めるべきではなかろうかというふうに考えます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。議長でも議員として賛成することはできます。

ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第3号国境離島活性化推進特別委員会設置の決議については、原案のとおり可決されました。

（第1号の追加1）

日程第8. 常任委員会委員の選任

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長に

より指名したいと思ひます。

お手元に配付の名簿のとおり、総務文教厚生常任委員会の委員に森俊介議員、山口欽秀議員、山川忠久議員、植村圭司議員、清水修議員、音嶋正吾議員、鵜瀬和博議員、市山繁議員、産業建設常任委員会委員に樋口伊久磨議員、武原由里子議員、中原正博議員、赤木貴尚議員、土谷勇二議員、小金丸益明議員、豊坂敏文議員、中田恭一議員を指名いたします。

しばらく休憩をいたします。

午前10時55分休憩

.....
午前10時56分再開

〔議長（豊坂 敏文君）と副議長（土谷 勇二君）議長席交代〕

○副議長（土谷 勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2. 議長の産業建設常任委員会委員の辞任について

○副議長（土谷 勇二君） ただいま休憩中に豊坂議長から、議会の公平な運営に当たるため、常任委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。議長の産業建設常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議長の産業建設常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の産業建設常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、議長の退場を求めます。

〔議長（豊坂 敏文君） 退場〕

○副議長（土谷 勇二君） お諮りします。議長から、産業建設常任委員会に所属しておりますが、議会運営上、常任委員会委員の辞任願が提出されております。

本件は、申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議長は、産業建設常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解き、入場を許可します。

〔議長（豊坂 敏文君） 入場〕

○副議長（土谷 勇二君） しばらく休憩します。

〔副議長（土谷 勇二君）と議長（豊坂 敏文君）議長席交代〕

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会の正副委員長互選のため、直ちに各常任委員会を招集いたします。各委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、総務文教厚生常任委員会を壱岐市議会2階会議室、産業建設常任委員会を壱岐市議会議員控室と定めます。

各常任委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時49分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

総務文教厚生常任委員会委員長、市山繁議員、副委員長、植村圭司議員。産業建設常任委員会委員長、赤木貴尚議員、副委員長、中原正博議員、以上のとおりです。

（第1号の追加1）

日程第9. 議会運営委員会委員の選任

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたします。

議会運営委員会委員、市山繁議員、鶴瀬和博議員、森俊介議員、赤木貴尚議員、中原正博議員、小金丸益明議員を指名いたします。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選のため、直ちに議会運営委員会を招集いたします。委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、壱岐市議会2階会議室と定めます。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後0時11分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告します。

議会運営委員会委員長、小金丸益明議員、副委員長に鶴瀬和博議員、以上のとおりです。

（第1号の追加1）

日程第10. 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第10、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名をいたします。

議会広報特別委員会委員に、山口欽秀議員、山川忠久議員、清水修議員、音嶋正吾議員、武原由里子議員、植村圭司議員、樋口伊久磨議員、中田恭一議員を指名いたします。

ここで、壱岐市議会委員会条例第10条第1項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長の互選のため、直ちに議会広報特別委員会を招集します。委員会において正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、壱岐市議会2階会議室と定めます。

議会広報特別委員会開催のため、暫時休憩をします。

午後0時12分休憩

午後0時27分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。議案の終了まで継続したいと思っておりますが、皆さん方、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） よろしくお願ひします。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果を報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に山川忠久議員、副委員長に武原由里子議員、以上のとおりです。

（第1号の追加1）

日程第 1 1. 国境離島活性化推進特別委員会委員の選任

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第 1 1、国境離島活性化推進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

国境離島活性化推進特別委員会委員の選任については、壱岐市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長により指名をいたします。

国境離島活性化推進特別委員会委員に、市山繁議員、鶴瀬和博議員、森俊介議員、中原正博議員、小金丸益明議員、赤木貴尚議員、土谷勇二議員を指名いたします。

ここで、壱岐市議会委員会条例第 1 0 条第 1 項の規定により、国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長互選のため、直ちに国境離島活性化推進特別委員会を招集いたします。委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

なお、委員会の場所は、壱岐市議会 2 階会議室と定めます。

国境離島活性化特別委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

午後 0 時 29 分休憩

.....

午後 0 時 38 分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長の互選が終わりましたので、結果の報告をします。

国境離島活性化推進特別委員会委員長に土谷勇二議員、副委員長に赤木貴尚議員、以上のとおりです。

（第 1 号の追加 1）

日程第 1 2. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第 1 2、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

同広域連合規約第 8 条第 2 項第 4 号により、選挙する議員の数は 1 人です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の指名推選によることに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、山口欽秀議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました山口欽秀議員を、長崎県後期高齢者医療広域連合議

会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口欽秀議員が、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山口欽秀議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

山口欽秀議員、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員当選承諾及び御挨拶をお願いをいたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） ただいま選任いただきました山口欽秀でございます。当選直後です十分理解していないところが多いんですけども、様々な皆さんの御意見、それから学習を進めながら、壱岐の実情等、長崎県に伝えてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） このたびの御当選、誠にめでとうございます。御就任を心からお祝いを申し上げます。

（第1号の追加1）

日程第13. 長崎県病院企業団議会議員の選挙

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第13、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

同企業団規則第7条第1号の規定に基づき、選挙する議員の数は2人です。

お諮りをします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の指名推選によることに決定しました。

長崎県病院企業団議会議員、清水修議員、市山繁議員を指名をいたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました清水修議員、市山繁議員を長崎県病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました清水修議員、市山繁議員が長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました清水修議員、市山繁議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規

則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

清水修議員、市山繁議員、長崎県病院企業団議会議員当選承諾及び御挨拶をお願いをいたします。清水修議員。

〔議員（8番 清水 修君） 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） このたび、長崎県病院企業団の議員として当選、承認を頂いた清水修でございます。壱岐病院の発展充実のために、しっかり勉強して皆さんの御期待に添いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔議員（8番 清水 修君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員。

〔議員（14番 市山 繁君） 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） ただいま議長より、長崎県病院企業団の議員に指名を頂きました。謹んでお受けをいたしたいと思っております。

皆さん御承知のように、壱岐市でも旧市民病院でも長崎県病院企業団に、念願でありました加入が5市1町の理解の下に、平成27年4月1日より加入できました。そして、長崎県壱岐病院として加入もできたわけでございます。それに伴いまして、長崎県病院企業団議会では、壱岐市では定員2名ということになりまして、それ以来、私もずっと現在まで議員を務めさせていただいております。

そういうことで、私も今、壱岐病院の運営委員会の会長も務めております。そういうことで手を挙げたわけでございますが、先般のコロナの感染によりまして、壱岐市の対応ができたのも壱岐病院があつてこそと私も思っております。

今後も壱岐医療の充実と、何といたしましても壱岐の中核病院として、その役目が果たせるよう、私たちが協力していきたいと思っておりますので、皆さん方もよろしくお願いいたしまして御挨拶いたします。本当にありがとうございました。

〔議員（14番 市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） このたびの御当選、誠にめでとうございます。御就任を心からお祝いを申し上げます。

ここで、市長より挨拶の申出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和3年壱岐市議会定例会の開会並びに8月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、去る8月1日の執行の壱岐市議会議員一般選挙におきまして、市民皆様の負託を受けられ、見事当選の栄に浴されました。心からお喜びを申し上げます。

皆様の御当選は、掲げてこられました政策や主張及びこれまでの御努力や実績に加え、そのお人柄が市民皆様に評価されてのことであり、心から敬意を表する次第であります。

また、先ほどの議長、副議長選挙の結果、壱岐市議会第9代議長に豊坂敏文様、第11代副議長に土谷勇二様が御選任されました。重ねてお喜び申し上げます。

また、各常任委員会、その他各委員会の委員選任も決定され、本日、新しい壱岐市議会の体制が整ったところでございます。私も身の引き締まる思いであり、議員皆様には、市民皆様のため、壱岐市の発展のため、そして共に市政を担う者として御尽力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が全国的に危惧される中、長崎県においては、県全体の感染段階をステージ3から4に引き上げるとともに、特別警戒警報を発令し、お盆前後の8月7日から23日にかけて、不要不急の県外との往来自粛等の緊急要請を行っております。

本市におきましては、これまでに95名の感染が確認されており、引き続き感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、市民皆様には、咳、のどの痛み、発熱などの症状がある場合は、早めに医療機関を受診されますよう御協力をお願いいたします。

一方で、壱岐市においても感染拡大や重症化を防ぐ切り札とされるワクチン接種が、医師会の御協力の下、進んでおります。今月中には16歳以上の対象者へ接種券を送付する予定といたしております。

8月11日時点の全対象者に対する接種率は、1回目が54.8%、2回目が43.0%となっております。65歳以上の高齢者については8割を超える接種率となっておりますが、若い世代での接種率の低下が懸念されておりますので、今後、接種の対象が若い世代に移っていく中で、副反応などの正しい情報を発信し、接種機会がない子供たちを守るためにも、周りの大人の接種の推進に努めてまいります。

また、15歳以下の子供たちの接種につきましては、きめ細やかな対応が必要なことから、国の動向やその他の情報収集を図りながら、壱岐医師会、教育委員会とも協議を重ね、慎重に進めてまいります。

次に、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、長崎県は8月10日から23日までの14日間、飲食店等の営業時間短縮要請を発出いたしました。要請内容は、長崎県内の全ての飲食店等に対し、酒類の提供を午後7時まで、営業時間を午後8時までに短縮を求めるものであります。

なお、ながさきコロナ対策飲食店認証制度の認証店はそれぞれ1時間長く営業できることとなっております。

この時短要請は8月6日に県知事から発表され、連休明けの10日から要請開始という非常に短い準備期間となり、飲食店事業者の皆様、また利用される市民皆様には、大変御迷惑をおかけ

したところであります。このことは、東京都を中心として全国的に、そして本県においても、県下全域で加速度的に感染が広まる状況の中、一日でも早く飲食店等の営業時間短縮を実施することで、感染拡大を抑制したいという思いから、今回、非常に厳しい日程での実施となった経緯がございますので、関係皆様には大変な御苦勞をおかけいたしますが、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、要請期間の全ての日程で、営業時間短縮要請に協力した対象となる飲食店等に対し、長崎県の全額負担により、協力金が支給されることとなっておりますので、本日追加で補正予算に係る議案を上程することといたしております。

先ほど申し上げました、感染状況等を踏まえた緊急な要請のため、追加での補正予算の上程となりますことを御理解いただきたいと存じます。

また、本年7月1日から長崎県民限定観光キャンペーンが再開されたことに伴い、本キャンペーンを活用し、コロナ禍で影響を受けております本市の宿泊施設、レンタカー、タクシー、飲食などの観光業支援の新たな取組として実施しておりました、対馬市との相互交流観光促進キャンペーンにつきましては、全体で700人泊を超える申込み、また市内における食事つき日帰りタクシープランも300名を超える申込みがあり、大変好評でありました。

しかしながら、このたびの感染ステージの引上げに伴い、長崎県民限定観光キャンペーンが一旦停止されるため、大変残念ではありますが、対馬市との相互交流観光促進キャンペーン及び食事つき日帰りタクシープランも停止せざるを得ない状況となっております。

感染ステージが下がり、本キャンペーンが再開されたあとは、感染状況を注視しつつ、まずは対馬市との連携のほか、県内や近県からの即効性のある誘客強化により、観光事業の早期回復を目指してまいります。

次に、懲戒処分について申し上げます。

このたび、市長事務部局フルタイム会計年度任用職員が、令和3年6月21日午前8時12分に、法定速度40キロメートルのところを32キロメートルオーバーで走行し、指定速度違反で取り締まりを受けました。よって、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分として、令和3年7月30日付で本職員を戒告とする処分決定を行いました。

これまで全職員に対して、日頃から交通安全を推進し、また飲酒運転の撲滅に取り組んでいるところであり、事あるごとに職員には綱紀肅正を強く求めていたところです。それにもかかわらず、このような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、市民皆様に対し、心からお詫びを申し上げます。

今後は、市民皆様の信頼を回復するために、再発防止に全力で取り組んでまいります。

次に防災についてであります。これから本格的な台風の時期を迎えます。昨年9月に発生し

た台風10号を教訓として、新型コロナ禍における感染予防、感染拡大防止のため、パーティションやAI顔認識温度検知カメラ等を導入し、避難所における環境整備に努めているところであります。

「危機管理は行政の最大の責務」を念頭に、関係機関と十分連携を図り、市民皆様の安全・安心を最優先に、災害対策に万全を期してまいります。

連日厳しい暑さが続いております。一方でこの時期、長雨、豪雨の予報など、異常気象となっております。市民皆様には気象情報に十分御留意され、小まめな水分補給をはじめ、エアコンや扇風機等を有効に使用し、熱中症対策など、体調管理に十分心がけていただきますとともに、防災にもお気をつけいただき、日々健やかに過ごされますことを祈念いたしまして、開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、職員の紹介の申出がっておりますので、これを許可します。眞鍋陽晃副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） それでは、私のほうから、本会議へ出席をいたしております職員の紹介をさせていただきます。

カメラの都合によりまして、職員がはっきり見えますように、私のほうは座っての紹介にさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議員皆様から向かいまして左中央、教育長の久保田良和でございます。

○教育長（久保田良和君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 続きまして、向かって右側、総務部長の久間博喜でございます。

○総務部長（久間 博喜君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 続きまして、向かって左側、市民部長の石尾正彦でございます。

○市民部長（石尾 正彦君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、保健環境部長の崎川敏春でございますが、本日は都合により欠席をいたしております。誠に申し訳ございません。

次に、向かって右側、企画振興部長の中上良二でございます。

○企画振興部長（中上 良二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、建設部長の増田誠でございます。

○建設部長（増田 誠君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、向かって左側、農林水産部長の谷口実でございます。

○農林水産部長（谷口 実君） よろしくよろしくお願いいたします。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、教育次長の西原辰也でございます。

- 教育次長（西原 辰也君） どうぞよろしく願いいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、消防長の山川康でございます。
- 消防長（山川 康君） どうぞよろしく願いいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、会計管理者の篠崎昭子でございます。
- 会計管理者（篠崎 昭子君） どうぞよろしく願いいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、向かって右側の総務課長、平田英貴でございます。
- 総務課長（平田 英貴君） どうぞよろしく願いいたします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 次に、財政課長の原裕治でございます。
- 財政課長（原 裕治君） どうぞよろしく願いします。
- 副市長（眞鍋 陽晃君） 最後になりましたが、私、副市長を務めております眞鍋陽晃でございます。
- 今後とも議会での対応等、誠心誠意に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 以上でございます。

（第1号の追加1）

日程第14．議案第43号

- 議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第14、議案第43号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

- 財政課長（原 裕治君） 議案第43号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,338万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226億1,868万2,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、去る7月9日発生の大雨に係る災害復旧の費用につきまして、補正を行うものでございます。

2～3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正、1、変更で、農林水産債は、林地災害復旧に係る緊急自然災害防止対策事業債で、限度額を4,200万円から4,420万円に220万円増額、また災害復旧事業債は、公共土木施設等災害復旧事業債で、限度額を1,600万円から2,830万円に1,230万円増額しております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税で不足する一般財源について、普通交付税1,450万7,000円を増額しております。

次に、13款1項1目農林水産業費分担金は、林地災害復旧に係る地元分担金95万円を、同じく13款1項2目災害復旧費分担金につきましても、農地等災害復旧費の受益者分担金242万5,000円を計上しております。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、林地災害復旧に係る県の補助金、自然災害防止事業費補助金225万円を、同じく16款2項8目災害復旧費県補助金につきましても、農地及び農業施設災害復旧費補助金を4,875万円計上しております。

22款市債につきましては、第2表地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。

内容につきましては、別紙資料の令和3年度8月補正予算案概要で説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

5款2項2目林業振興費の治山事業費は、県補助事業により自然災害防止事業として実施する林地の災害復旧工事1件、549万5,000円を計上しております。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、大雨により被災しました農地14地区、農業用施設20地区の災害復旧事業の測量設計及び工事費、その他崩土除去や事務経費等を含めまして、合計で6,238万7,000円を計上しております。

同じく10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路16か所、河川2か所の災害復旧事業

に係る測量設計及び崩土除去等の経費を、合計で1,550万円計上しております。

以上で、議案第43号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、議案第43号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 補正予算のほうで、農林水産業とか、工事箇所について、これは公民館から出た工事内容だと思うんですけども、これ以外にもまだ積み残しの工事があるのか、これで今まで公民館から出た工事が全部予算化、工事に入るのか、その辺りが一つお聞きしたいと。

それから、防災関係で熱海の盛土の問題がありました、事故が。長崎県も盛土の調査をしたというふうにあります。壱岐でもその盛土の実態とか調査をやったのか、その結果をお聞きしたいと思いますが。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの農林水産部のほうからは、農地農業用施設等の災害復旧のことをございますけども、この要望につきましては、公民館、実行組合、そして農家の方からの御要望が来ております。

その件で、一応この要望については積み上げをいたしまして、それでこの件数、今回、これまでの被害があった分については、今回の予算の中に計上させていただいているところでございます。

ただ、これは概数でございますので、これが実際の実行の段階では、それぞれまた件数が増減もあり得るかと思っておりますけども、今のこの予算の中では、今上がってきたところを計上させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 山口議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

現在、災害として把握している分についての計上は、道路の関係はこれで終わりでございます。

それから、2点目の盛土の関係でございますけれども、大規模盛土につきましては、市ではなくて県のほうで調査を実施していると承知しております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 盛土の件ですが、壱岐にその盛土の箇所というのは何か所あるん

でしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 県のほうから情報としていただいているのは、大規模盛土は1か所です。かなり古い分で、壱岐高校の校舎が今建っているところが大規模盛土に該当しているというふうには把握をいたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 小規模のやつはほかにもあるということで、数、分かりませんか。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 工事の折に発生した土砂を一時、産業廃棄物として盛っている場所がありますけれども、その許可は県のほうが許可をするものですから、私のほうでは今のところ箇所数までは把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。4回目ですから。

○議員（4番 山口 欽秀君） 熱海の実情見ても、盛土の危険性というのは、あれだけの被害出ました。壱岐はその民家に被害は被るとは思いませんが、農地に対する被害の出る可能性はあると思うんで、その辺りこう県任せじゃなくて、やっぱり市もきちっと把握して、実態を調査するというふうには検討していただきたいなと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りますか。いいですね。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、議案第43号に対する質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第15、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定されました。ここで暫時休憩をいたします。

午後1時10分休憩

.....
午後1時14分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（第1号の追加2）

日程第1. 議案第44号

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。ただいま市長より議案第44号が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議案第44号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第44号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億531万5,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億2,399万7,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2～3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

本補正は、8月6日に長崎県が新型コロナウイルス感染症の県下の感染段階をステージ4に引き上げるとともに、8月23日までを集中警戒期間と位置づけ、人と人との接触機会を減らすための対策を集中的に実施することとし、県下全域の飲食店等に対しまして、営業時間の短縮の要請を行い、協力店舗に対して協力金を支給することを決定したことに対応するため、追加の補正を行うものでございます。

まず、歳入について説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

16款2項5目商工費県補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県が要請しております飲食店等に対する営業時間短縮要請に協力した店舗に対しまして、支給する協力金及び支給に係る事務費について、全額、長崎県の負担として交付されるもので、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力補助金1億531万5,000円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費で、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金1億325万円及びこれに係る事務費206万5,000円を計上しております。

以上で、議案第44号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま御説明をいたしました議案第44号壱岐市一般会計補正予算（第5号）に計上しております、飲食店等営業時間短縮協力金について御説明をいたします。

資料2の議案第44号関係資料をお開きをお願いいたします。

事業名は、飲食店等営業時間短縮協力金でございます。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、8月6日に行われた長崎県の

営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮に協力を行った飲食店等に対し協力金を支給するものでございまして、同日、県の専決補正予算が編成をされまして、これを受けて本市においても、今回、所要の予算を計上したものでございます。

要請期間は、令和3年8月10日火曜日から、8月23日月曜日までの14日間となっております。協力金の支給額については、ただいま御説明をいたしました、14日間の要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗に対し、店舗の事業規模、これは売上高に応じて協力金を支給するものでございます。

個人事業を含む中小企業は1店舗当たり14日間の合計で35万円から105万円、大企業は上限280万円となっております。これは、前年または前々年度の8月期の1日当たりの売上額によって分類されるようになっておりまして、本市の場合は、その多くが35万円の支給になるものと推測をいたしております。

所要予算額につきましては、合計で1億531万5,000円で、内訳として協力金1億325万円、事務費はその約2%の206万5,000円、この件数、支給単価については長崎県で算出をされております。

要請概要は、午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業、午後7時以降の酒類の提供を行わないよう要請をされております。

ただし、ながさきコロナ対策飲食店認証制度において、認証を受けている店舗については、通常より1時間遅い午後9時までの営業時間短縮、これ、酒類の提供は午後8時まででございますが、これを要請をされております。

対象施設は、食品衛生法の飲食店、喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設（飲食スペースを有するもの）でございまして、具体例といたしましては、居酒屋、レストラン、スナック、バーなどが挙げられるものと考えております。

なお、ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合は対象となりませんが、宿泊客以外の方も宴会等で利用できる場合は対象となります。

また、宅配、テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチンカーは営業時間短縮要請の対象外となっております。

協力金の支給対象外の店舗といたしましては、従来の営業時間が午後8時までの店舗、今回の要請前に既に廃業または長期間休業している店舗となります。

なお、対象飲食店への周知についてでございますが、8月6日に県において、専決処分において予算編成がなされた後、対象飲食店に対し、本内容の通知が郵送で県から行われております。本市といたしましても、県事業でございますが、いち早く対象飲食店等に周知を図る必要があることから、当日に告知放送していき、ケーブルテレビ、壱岐市ホームページ、スマートニュース

などを活用し、いち早く周知に努めたところでございます。

また、開始日の8月10日には、営業時間短縮が行われているかの確認のため、対象飲食店を巡回し、営業時間短縮を周知するチラシが貼られているかいないか等の確認を行っておりますが、チラシが貼られていない飲食店等については、改めてチラシを配布し、周知に努めているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） お尋ねなんですけども、この飲食店の休業補償の金額、これも県のほうが決めて、例えば前年の売上が幾ら以上であれば幾らとか、1日当たりの売上げが幾らかで分けてあるのか、それとも先ほど言いましたように上限35万円、それが全て、規模に関係なく出てくるのか、もうその辺は決定しているのかどうか、分かれば、ちゅうか早めに分かったと店のほうもなかなか計算はできんと思うとですよね。まず取り組んでちゅうことですね。

それともう一点は、前回もちょっと時短要請あったような気がするんですけども、そのとき全ての飲食店がそれを守ってくれたのかどうか、例えば今回もある程度の飲食店が全てこれに賛同して、時短をやってくれるのかどうかというのが分かれば、お願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 中田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、協力金の額につきましては、この長崎県の、この今回の措置につきましても、国の補助金を活用したところでございまして、国の基準に基づいてこの額というのは算定をされているところでございます。

参考までに申し上げますと、ただいま御説明をいたしました、前年度または前々年度の8月期の売上げで額を決定するということになっておりますが、これは1日当たりの売上げが8万3,333円以下、この以下であれば1日当たりの協力金が2万5,000円ということで、14日間で35万円になるということになっております。

また、8万3,333円を超えて25万円未満につきましては、1日の売上げの3割が1日当たりの協力金ということで対象になると、算定をされるということになっておりまして、この区分に該当するものについては、協力金14日間分の協力金といたしましては35万円を超え、35万円超から105万円未満ということになっております。

また、1日の売上げが25万円以上の場合は、1日当たりの協力金が7万5,000円ということで、14日間の合計が105万円ということになっております。これは、あくまで国のほうで定められた金額に基づいての算定をされているというような状況でございます。

それと、前回の時短協力金の遵守、各飲食店等がそれを守ったかというような御質問でございますが、この時短要請の協力金については、あくまで要請というようなことではございません。前回についても、全ての飲食店等がそこに協力をされたということではないというような状況でございます。一部なっていないというようなところもございまして、当然そこにつきましては、協力金の支給はなかったというような状況になっております。

ただ、やはりこの感染状況等を踏まえ、また県の今回の措置等を十分御理解いただいて、今回の時短要請にも十分協力を頂くよう、県と併せて周知等にまた進めてまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。中田議員、いいですか。企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 前回の飲食店の営業時間短縮要請の協力の分でございますが、これ、前は1月20日から2月7日までの期間でございました。

これについては、申請の受付数が141店舗分でございますが、実際言えば、200店舗を超える分が飲食店としてはあるというようなことではございますので、そのうちの141店舗については協力をいただいた、で、その支給がされたというような状況でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） ということは、前回も約半分、よくいって6割ぐらい、よくいえば6割ぐらいかな、は協力をしていただいたということですが、今こうテレビでもいろんな意見が飛び交ってますね。その、社会ばかりが悪いのか、飲食店だけが悪いのか、そこだけでコロナが増えるのかという、いろんなこう皆さん方の意見があると思うんですね。

やっぱりその辺も踏まえて、そうなる国の方針の段階ですから我々がどう言うても何もできないわけですが、8万円も売上げがあつて2万円ぐらいもろうても多分運営は、二、三万円もろうても運営やっていけんと思うんですよ、その計算の根拠もおかしいと思うんですけども、結局、国の方針だからということで、だからその守れないのが現状かとは思いますが、やはり協力をしていただくように、何か市としての対策も考えたがよくないかなと思っはいるわけですが、これに市独自でちょっと上乗せをすとかいう気はもう全くないですね。今のところ急に緊急事態宣言出しておりますので、今のところは、県、国の方針だけでやっていくということよろしいですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 中田議員の御質問にお答えをいたします。

今回のこの時短の要請のこの県の財源については100%ということになっておりますが、この新型コロナウイルス感染症対策に係るこの財源については、国のほうから広域的な対応を図る必要があるとのことで、都道府県へのみの交付ということになっておりまして、市町村への直接

的な配分ということはあっておりません。

令和2年度までは市町村への配分がございましたので、それにこれらの財源を基にいち早く経済対策等実施をしてきたところでございますが、今回については、ただいま申し上げましたとおり、都道府県への配分のみということになっておりますので、壱岐市単独での追加措置については非常にもう厳しい状況でございます。

こういったことから、去る6月3日には、県内市町に先駆けて壱岐市独自の知事、そして県議会への要望を行ってきたところでございます。今後の状況を見極めながら、県とも十分連携を図って、経済対策に係る対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかありませんか。中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 協力金の支給についてですけど、前年度、前々年度と比較してということですけど、前年度の8月以降に事業を開始された方は、飲食店には何にもないんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） すみません、ちょっとお待ちください。すみません、ちょっと今確認をいたしておりますので、申し訳ございません。ちょっと確認してすぐお答えいたしますので、ちょっとお待ちください。

○議長（豊坂 敏文君） 時間がかかる。企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） この申請額の計算ということでございますが、2019年の1月から2020年の12月31日までに開業した事業者については、開業した年の年間事業の収入等を基に計算をされるということになっております。

また、2021年1月から2021年3月までに開業した事業者につきましては、2021年1月から3月の事業収入の合計から、開業した月から2021年3月までの月数を計算して支給をされるということになっておりますので、いずれにしても2021年3月31日までに開業した事業者については、これは対象になるものと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 対象になるならいいんですけど、3月以降の事業者はもう駄目ということですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 一応対象にならないということで考えておりますが、具体的な申請の段階にあつては、疑問等があられる事業者については、県もしくは市のほうにお尋ねをい

ただければなというふうに考えております。

以上です。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりました。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 協力金の周知がまだまだ不十分じゃないかなというか、きのう、郷ノ浦の町を見て、スナックとか貼ってありましたが、どれだけの協力金がもらえるのかとか、申請はいつから始まるんだとか、その辺りのその細かい点でまだ伝わってないんじゃないかなということのを思いました。

とりわけお盆の時期でお客が多い、ある面では書き入れどきかなという、そういう飲食店が、スナックだったらもう8時から通常やるのが8時から休業ですので、全く営業をやめると、軒並みあそこの郷ノ浦のスナック街は休業の貼り紙がしてありました。

そういう意味でいうと、この14日間、一切収入がないという状態が続くという、やっぱり早く協力金がもらえるかどうか、その後のスナック営業にも関わるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう点でその協力金の申請の、今言われたように、その電話はどこにすりゃあいいのかとか、それからその相談窓口はどこだとか、その辺りの体制についてどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

この制度の、協力金の制度の周知ということになるかと思いますが、ただいま御説明をいたしましたとおり、本市においても、これは県事業でございますので、対象飲食店については、まずは県のほうからこの内容の通知を郵送でまず送って、8月6日に発送されておるということで、私どもといたしましても、議員言われるように、いち早く対象飲食店等に周知をする必要があるということから、そこの8月6日当日には告知放送、そして、ケーブルテレビ、ホームページ、スマートニュース等々を活用して周知に努めて、また告知放送、ケーブルテレビについては、連日放送を行っているところでございます。

ですから、こういったところで周知を行っておりますけれども、さらに、ただいま申し上げましたように、8月10日からの確認のための巡回をしているというような中でも、実際、まだ把握はされていないかなというような飲食店等もございますので、そういったところについては、このチラシ、改めてチラシを配布をして周知に努めているところでございます。

また、今回の補正についても、補正予算についても、やはりいち早く、8月23日までとなっておりますので、24日以降に協力金の申請が実際始まるというようなことになっておりますので、まだ具体的な書類、様式等は県のほうから示されておられませんけれども、いち早く対象事業

者には支給をしたいというようなことから、今回、補正の分を、補正予算を追加でお願いをいたしたところでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ申請手続を速やかにやって、協力金が各店舗へ行き渡るように努力をしていただきたいと、それが壱岐の、こういう飲食店を守ることに繋がりますので、まずそれをお願いしたいと。

この時短に関わるその飲食店で、とりわけこう周辺の、例えば、お酒を出す出さないというわけですから、スナックも営業停止ですので、休業ですので、当然お酒屋さんがやっぱり収入が激減すると、そこに対する補助金は一切ないですよね、これは。これはこれまででもそうですけども、そういう、やっぱりこう抜けているというか、穴が開いているところへの施策をするのが、やっぱりこの小さい自治体ごとの仕事じゃないかなと、国は大枠でお金を下ろすけども、そこに外れたやつは一切こう網にかからないという、そういうところじゃなくて、やっぱりそういうこう被害がお酒屋さんとか魚屋さんとか、いろいろ飲食店とか、いろいろこの間ずっと影響出てますよね。そのことをぜひちょっと、壱岐市独自で何らかの対応が必要じゃないかということを思います。

そのためのその意見を聞く会という、業者の方の意見という、聞く場が、最近その業者を集めてこう懇談会というのは、コロナの最初の頃はありましたが、最近ないようなのかあっているのかちょっと情報がないんですけども、その各団体・業者の方の意見を聞きながらコロナ対策、進める必要があるんじゃないかなと思いますが、どうでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

飲食店等に付随をして、例えば酒屋さん等への支援がないのかというようなことの方でございますが、これは4月に長崎市で実施をされました営業時間短縮要請においては、これは長崎県が事業継続支援金として、時短営業によって売上げが50%以上減少した事業者に対しまして、20万円が支給された例がございます。

県においては、今回の措置についても、長崎市の例に沿って検討がされているものと考えておりまして、今後、県の動向等確認をしながら、必要に応じて要望等も検討してまいりたいというふうに考えております。

また意見を、各団体等の意見を聞く意見交換、また意見を聞く会といたしまして、壱岐市緊急経済対策会議というものを開催を、その状況に応じて開催をいたしております。

直近では、令和3年6月21日に第9回の壱岐市緊急経済対策会議を開催をして、各団体の代

表等から現状等や今後の要望等々についての意見聴取等を行っているところでございまして、これについても必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 協力金のその幅をその困っているところにということで、国とか県予算の枠でしか協力金が出せないというのがこれまでの市の姿勢ですので、やっぱり市独自で対応するという、何かそこの辺りの姿勢が必要じゃないかなということ、ぜひその予算化を要望したいということで、終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りますか。いいですね。赤木議員。

○議員（９番 赤木 貴尚君） 今、山口議員のほうからいろいろ、小売業に対してのいろんな手助けというようなお話があったと思いますが、今回、飲食店の時短の要請において、そのいわゆる飲食店へ卸されている卸業者が非常に困っているという意見が出ています。

まず、今回はコロナを防ぐために飲食店、時短営業をお願いしているわけですし、各、実はこれから家で楽しんでくださいということで、家で飲んだり食べたりする分にはどうぞ積極的に行ってくださいよというの、国も広報していますが、そういう意味で消費を、また新たな消費を生んでいただいて、小売業の方も助ける方法が何かあればいいのではないかなと思いますが、今回、この時短営業において、時短営業にかからなかった業態があります。

それは、今回、実は海の家等を、海の家等は期間限定の店舗ということで、県のほうから除外をされております。しかしながら、よく考えると、この時期しか開けられない店舗なのに、この時期を時短要請しているにもかかわらず、その対象に外れているというところでありまして、非常にそこをどうにかして助けてあげたいなと思っておりますが、これは県に対する要望をぜひ再度してほしいということが一つあります。

そして、なおかつ、その海の家においては、長崎のコロナ対策飲食店認証制度の認証店舗、壱岐では14店舗、現時点で、8月11日現在で14店舗ありますが、その海の家という営業形態にもかかわらず、すごい努力されて、この認証の店舗にもなられているところがあります。そこまでやっても、今回の時短要請の協力金対象にはなっていないというような、非常に申し訳ないと思いますが、これも県の対応なのでしょうがないんですが、ここまでやってある店舗がありながら、その協力店舗になっていないということでしっかり、そこは県に対して何か要望をしっかりとさせていただきたいなというのがあります。

この海の家さんに関しましては、場所代ということで、観光連盟か何かに場所代が入っていると思うんですが、そういう点のちょっと工面と控除等をぜひ考えてあげたりというのもぜひあってはいいのではないかなと思っておりますので、できる限り、今回こういう期間を限定された要

請であって、なおかつ期間を限定している店舗に対して何か手厚い、協力金等ではないですが、市の単独として何かやってあげることがあればなということをおもっていますので、答弁要りませんので、ぜひ考慮していただいて、いただいているのではないかなと思いますし、長崎県のほうにもしっかり要望していただきたいなと思っております。

先ほど来、巡回等をして協力店舗のしっかり状況を把握されてあるということをお聞きしまして、私たち議員も身近にある飲食店をしっかりサポートしてあげることが大切だなと思っておりますし、その後の事務作業は本当に職員の方、前回の協力金等も、私のほうでは調べてはないんですが、県下のほうでもかなり早く協力金等を支給されてるのではないかなと思っております。

引き続きその点はしっかり努力されて、一日でも早く協力金の支給等の事務手続を行っていただけるように、これまた要望ですが、いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。答弁は要りません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 本制度の、山口議員からもちょっと質問が出ておりましたが、受付窓口、そして顧客からの相談に何時から何時まで対応するのか、例えば、前例ですが、日曜祝祭日は全然対象にならなかったとかいうことがありますので、これは県のほうから要請をして、それを市が受けて市民に協力を、店舗に求めるわけでありまして、そこら辺の時間ですね、時間を何時から何時まで一応受付体制とするのか、そして受付窓口はどこに置くのか、そのことをコミットメントしてもらいたい。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、対象事業者等からの皆様からの相談については、これは長崎県のほう、また市のほうでも相談窓口ということで対応いたしております。

長崎県においては、相談窓口といたしましては、土日祝日を含む受付時間が午前9時から午後5時45分までということになっております。市においても、これは土日祝日も一応日直等々が対応しております、状況に応じて担当部署からの御説明も行うというようなことで、随時対応いたしております。

また、申請窓口につきましては、企画振興部の商工振興課が窓口ということになりますので、これについてはまだ県のほうから申請書の様式等々がまだ示されておられませんので、そこが示された段階で市民、対象事業者の方への周知、これは県等を含めて十分対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 受付窓口、相談窓口の件は分かりましたが、もう少し時間帯は独自、やっぱり緊急を要することですから、独自ですから、もっと弾力的に期間をもって、幅をもって、時間帯だけ延長してでも対応してやるというような姿勢がほしい、そのように要望いたしておきます。9時から5時45分でしょう、これじゃとてもじゃない、臨機応変に対応すると、非常時に対応するという姿勢ではいささか時間帯が限定されておる、そのように考えます。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま、9時から5時45分と申し上げましたのは、長崎県の相談窓口でございます。

土日祝日を含むということでございますが、私どもも対象事業者様からの御質問等があるというようなところで、県のほうにもその旨要望等を行っておりますし、市といたしましても、時間外の対応については日直等々が対応しておりますので、そのところで迅速な対応に心がけるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員、ありますか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私がここでお願いしたいのは、臨時的でもいいからもう少し弾力的に対応できるようにしてもらいたいということなんです。今後、検討しますということであればいいわけですよ。検討してもらいたい。あまりにも型にはまりすぎでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 対応については、検討してまいります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） すみません、さっきの中原議員の時短要請の協力金の支給対象の件で確認なんですけども、3月以降に開店した店舗については、県、市のほうに確認をお願いしたいというふうなことで、あたかも、その、もしかしたら出ない可能性があるような答弁だったと思うんですけども、私はその今回の対象店舗、要請出ておりますのが、県下全域の飲食店等というふうになっていると思いますので、3月以降開店したとあっても、休業もしくは時短要請に応じれば、ウイルスの感染拡大に寄与しているというふうに考えておりますので、そういうことで、時期によって支給対象にならないということがあってはならないと思うんですね。それにつきまして、もし県のほうからそういうふうなことは駄目ですというふうな話であれば、逆に市のほうから支給できるように要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまの内容についてですが、ほかにもいろいろとその店舗によっての状況等々で違ってきている、違う、対応が違うというようなところも中にはあるかというふうに考えております。その内容につきましては、やはり県のほうと十分確認をし、そして要望、こういった壱岐市での対応において要望等を、店舗等でのいろいろな対応が必要だというようなことについては、要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 承知しました。ぜひともよろしくお願いします。

終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。8月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。
お疲れさまでした。

午後 1 時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 市山 繁

議 長 豊坂 敏文

副 議 長 土谷 勇二

署名議員 武原由里子

署名議員 山口 欽秀

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員